

世界へ発信

今秋、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「長浜曳山まつり」の魅力や歴史について紹介しています。

ユネスコ無形文化遺産登録へ

長浜曳山まつり 子ども歌舞伎

長浜曳山まつりの精華である子ども狂言（歌舞伎）は原則、曳山を持つ町（山組）の5〜12歳の男子によって演じられます。寛保2年（1742）の台本や、明和6年（1769）以降の外題記録などからこの頃から狂言が行われていたことがわかっています。

では、なぜ長浜の町衆たちは子ども狂言を山の芸として選んだのでしょうか。3つの原因が考えられます。①曳山の大きさは道幅に制限される、②当時に流行した芸能である、③神様に奉納する意味をもつためです。

「宗門（人別）改帳」によると、元禄8年（1695）と安政4年（1857）の長浜の人口にほぼ変化が見られません。このことから長浜に建つ家の様子はほぼ



昨年の子ども歌舞伎の様子(上・下)



問 長浜市曳山博物館 (065-3300)

変わらなると推測されます。また、長浜城歴史博物館が発行した特別展図録の切絵図を見ると、江戸時代には家が既に建ち並んでおり、その道幅を通れる大きさの曳山でなければならなかったため、四畳半の大きさの舞台は子どもが狂言を行うのに丁度良い大きさだったと考えられます。つまり大人が狂言を演じるには狭すぎるのです。

また、江戸時代中頃は人形浄瑠璃や歌舞伎が大流行し、町衆たちはこれを積極的に取り入れました。さらに神様に奉納するものであるから稚児が行うべきだという考えがあったと思われる。

産業文化交流拠点整備事業計画を策定しました

問 産業文化交流拠点整備室 (065-6907)

昨年3月に策定した「長浜市役所本庁跡地等整備基本構想」等に基づき、産業文化交流拠点の整備に取り組んでいます。

この度、施設づくりの基本的な考え方や導入機能の規模、配置イメージ、事業の進め方等を示した事業計画がまとまりましたのでお知らせします。

この計画に基づき、今後、基本設計、実施設計、建設工事と進み、平成31年度の供用開始を目指します。詳しくは、市ホームページまで。

施設づくりの基本的な考え方

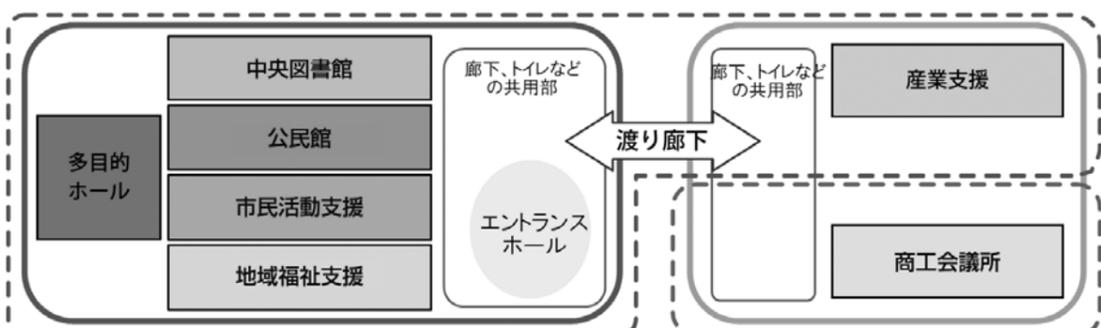
- ◇まちを元気にする人がうまれる場
- ◇人と情報の交流から新しいモノが創造される場
- ◇進化をつづけ、また来なくなる場
- ◇みんなが、いつまでも利用しやすい施設運営

施設コンセプト

人・文化・産業を創造する知の拠点

施設への重要ポイント

- ・「中央図書館」「公民館」「市民活動支援」「地域福祉支援」「産業支援・商工会議所」「公民館・市民活躍スペース」※「駐車場」「バス乗降所」の機能を備えます。
- ※会議室、工作室、展示スペース等、様々な活動の場となるスペース
- ・複合施設化に伴う合理化を図り、全体の施設規模を約6,200㎡とします。（詳細は設計段階で決定）
- ・敷地周辺の環境を分析し、設計段階で特に重視すべき配置計画方針を定めました。



▲機能のまとまりによる分棟のイメージ ※階層やレイアウトを示すものではありません。

- ・用途に応じて必要とされる耐火性能や構造強度、合築・分棟のメリット・デメリット、費用負担などを整理し、商工会議所部分の分棟の可能性について検討しました。
- ・本庁跡地を中心とした敷地に建物、バス乗降所、駐車場を整備し、商工会議所・公民館が位置する敷地は駐車場として利用します。
- ・本体建物建設費と想定される関連事業費を含む総事業費は、およそ36・7億円となります。

利用しやすい施設づくりを目指して 将来にわたり持続可能な施設運営が行えるよう、利用者との意見交換や、各機能の運営を担う団体や利用者が参画できる仕組みを検討します。

長浜・木之本警察署からのお知らせ 自転車損害賠償保険の加入について

問 市民活躍課 (065-8722)

自転車の加害事故に備えて 損害賠償保険に加入しましょう

子どもや高齢者が利用する自転車での交通事故が増えています。自転車に乗る人が「加害者」となる交通事故も起きており、多額の賠償金を請求されるケースもみられます。（下表参照）

こうした状況を受けて、県では、2月に自転車安全利用の促進に関する条例が施行されました。

安全運転！



- ① 子どもと高齢者のヘルメット着用
- ② 自転車の点検整備および防犯対策
- ③ 自転車損害賠償保険の加入義務

※10月1日から施行

現在、自動車保険の特約や自転車専用の保険、「TSマーク付帯保険」など、さまざまな保険がありますので、自転車を利用する人は、必ず保険に加入しましょう。

TSマークを知りましょう

年に1回、自転車安全整備店で点検・整備を受けると、その証としてTSマークが自転車に貼付されます。TSマークには賠償責任保険と傷害保険がセットになった1年間の付帯保険がついているので、もしものときに安心です。定期的な点検を受け、自転車を安全に利用しましょう。

滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 (077-522-7166)



自転車安全整備店の店章

●自転車での加害事故事例

危険行為	相手の被害状況	賠償額(概算)
片手運転・横断歩道への高速進入	死亡	6,800万円
携帯電話の使用	歩行困難	5,000万円
前方不注意・高速運転	高次脳機能障害	6,000万円
乱暴運転・安全運転義務違反	意識不明	9,500万円

※賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。